

全国人権連2019年度

政府各省交渉資料

(2019年11月15日)

【テーマ】

憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしを求める。とりわけ「地域人権」の観点から

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、
のために国の責任と施策の充実を求める。

1、日程他（集合15分前。交渉前に個別課題他打合せを行う）

①農林水産省 10:00～11:00

（本館中央玄関9:45集合、入館証受け取る）

（本館地下1階経営局第A・B会議室、ドア番号：本007-1、-02）

②国土交通省 10:00～11:30

（中央合同庁舎3号館通用門－外務省側－集合

全員揃っての入館。1階共用会議室）

③経済産業省 10:00～11:00

（別館1階受付窓口付近待ち合わせ。別館8階、843会議室）

④法務省 10:30～11:30（1階西側ロビー集合、地下1階会議室）

⑤文部科学省 13:00～14:30（15F会議室）

⑥厚生労働省 13:00～14:30（1階共用第4会議室）

⑦申し入れ 環境省（11:30 生活環境室）

外務省（15:00 人権人道課）

(1) 農林水産省 15日10:00-11:00

- 1, 安倍政権は10月1日、消費税10%増税と「軽減」税率の導入を強行した。農家は生産資材に含まれる10%の消費税を生産物に転嫁できる保証がないうえ、今後インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入で、9割を占める免税事業者が取引から排除されるか課税事業者になるかの選択を強いられる。「消費税率軽減・廃止」「インボイス制度」導入に反対する。
- 2, 9月25日(現地時間)、安倍首相とトランプ米大統領は、牛肉、豚肉などに課す日本の輸入関税を大幅に引き下げる日米貿易協定に「合意」した。日本政府は、トランプ氏の大統領選挙向けキャンペーンのために日本農業に一方的に犠牲を押しつける屈辱的・亡国的外交に抗議すべきである。また、自給率も38%へ低下し、農業・農家の未来は暗澹たるもの。少子高齢のもと担い手の不足をどのように補ってゆくのか。展望を示されたい。
- 3, 台風や豪雨、地震、長期の停電など自然・人的災害による農地やため池の被害は大きく、農林水産関連の加工・施設なども経営が困難となっている。迅速な被害把握と対応、さらに生活・生業再建対策を求める。
- 4, 新規・復帰就業者総合支援事業の充実改善と自治体が独自に行う新規・復帰支援事業への支援を検討されたい。
- 5, 米直接支払交付金を元の水準(10㍻1万5000円)に戻して価格変動支払いも復活するなど、農家に歓迎されていた戸別所得補償の復活を求める。
- 6, 地域にあった生活拠点づくり、コミュニティバスの運行、高齢者集落への「集落支援員」の配置などにより、地域住民の買い物や医療、福祉、教育など生活に不可欠な最低条件の整備を求める。こうした対策を講ずる自治体に対し、国の支援を強められたい。
- 7, 「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」(農林水産省/拡大豚コレラ疫学調査チーム)では、死亡豚の取り扱いが「化製場への持ち込み」となっている事例がいくつも記されているが、家畜伝染病予防法の第11条における「化製場についての制限」について、基準の遵守状況の確認がおこなわれているのか伺いたい。
- 8, 愛知県あま市にある化製場における悪臭問題について、前回の交渉も踏まえ、省として実態把握の結果に基づき解決に向けた方策をどう考えているのか。また、愛知県とは連携して意見交換はしているのか伺いたい。

(2) 国土交通省 15日10:00-11:30

- 1, 国民の命と暮らしを守ることを最優先とし、防災と生活関連公共事業を積極的に押し進められたい。西日本豪雨災害では、ダムに依存し、河川改修を後回しにしている治水対策の問題点が噴出した。ダムの緊急放流が下流域に大きな被害をもたらした。ダムの洪水調整力には限界があることを改めて示した。倉敷市真備町では河川改修の遅れが甚大な被害をもたらした。先の台風19号では千曲川（長野県）など堤防決壊7県37河川52か所、越水など16都県延べ181河川と、広範囲に浸水被害が出ている（10月29日時点）。河川堤防に鉄板導入など改修予算を大幅に引き上げられたい。
- 2, 住まいは人権の立場で公営住宅政策を充実されたい。
 - ①耐震化、建て替え、住み替えなどの各種の振興策を実施されたい。建て替え時の国の補助率と補助単価を大幅に引き上げられたい。また、現存する公営住宅、改良住宅は老朽化や入居者高齢化や一人住まいが進んでいる。コミュニティーの維持、エレベーターの設置などバリアフリーを取り入れ、直ちに住みやすい住宅への転換をはかるように政策と具体化を検討されたい。
 - ②「旧同和地区」の公営住宅の改善・補修の在り方において、行政と入居者の役割分担を明確にされたい。店舗付き「同和」向け改良住宅の空き家の状況を明らかにされたい。それらの店舗が広く市民が有効活用できるよう府県への具体的な指針を提示されたい。
 - ③狭小の二戸一などの住宅は、街づくりからも問題であり、住宅の住民への払下げを具体的に推進していく上で、法的行政的な援助をされたい。そのための手続き上の具体的内容を提示されたい。
 - ④高齢者・障害者の単身者のみならず、社会の主流になっている単身者全体を視野に入れた公営住宅の入居基準の見直し推進のための通達を出されたい。
 - ⑤公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめるように自治体に指導されたい。
 - ⑥「旧同和地区」に建設された公営住宅・改良住宅などの空き家にすべての市民が対象となる入居基準とするよう、通達を出されたい。また空き室公募の自治体がことさらに同和対策の経過を強調するような広報は止めるよう指導されたい。
- 3, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。
- 4, 高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増している。「平成30年度予算で3万戸、305億円」と応えているが、都府県別に資料を示して下さい。また、今後の見通しを具体的に明らかにされたい。

(3) 経済産業省 15日10:00-11:00

- 1, 消費税増税と複数税率の実施が商売継続の意欲を奪い、10月を前に「10%廃業」というべき事態を広げている。被災地復興の足かせになることは言うまでもなく、今回の増税がこれまでと比べ、「けた違い」の悪影響を及ぼすことは明らかである。特に2023年適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行が盛り込まれていることも重大である。インボイスを発行できない500万もの免税業者は取引排除の危険にさらされ、やむなく課税業者になれば財務省試算で1事業所当たり15万円超の消費税が押し付けられる。中小業者への過酷な税負担や実務負担に配慮した免税点制度の実質的な廃止によって、中小業者は根絶やしにされかねない。インボイス制度の見直しを求める。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」がまだまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、現状とは異なる誤った内容の啓発パンフが誘発している事態も視野に、行政・企業に対する指導と正しい啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
- 5, 東日本大震災をはじめ、西日本集中豪雨、台風などによる被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。とりわけ先の台風19号では数多くの河川氾濫・決壊が生じた。河川改修及び生活と生業支援予算を大幅に引き上げられたい。
- 6, 原発対策については、火山の爆発や断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼動を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。

関西電力の「原発マネー」還流疑惑の徹底解明は、国策として「原発推進」を行ってきた政府の責任である。役員辞任で幕引きをしてはならない。

(4) 法務省（人権擁護局） 15日10:30-11:30

- 1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を自治体に徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。町民を罰則の対象とする自治体条例が、和歌山県湯浅町で施行されている。また三重県伊賀市では、旧同和地区を対象に住民実態調査を全員対象に調査をおこなっている。「旧身分の洗い出し」という人権侵害である。即刻やめるよう指導していただきたい。
「新たな差別を生むことがないように留意」と決議は3点示したが、省は法に反する条例の動向について、是正指導をするのか見解を明らかにされたい。
- 2, 「部落差別の実態に係る調査」に係わって、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体(教育委員会を含む)が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査、④一般国民に対する意識調査、以上の4項目が取り組まれた。結果と分析の公表を急いでいただきたい。
- 3, 同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの同和事犯の件数割合や処理内容の変化を示さず、また解決へと前進している婚姻や就職などの変化した数字(相談件数の大幅減少)もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」や実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招いている。政府の研修内容の在り方や、パンフ内容に関わる是正を人権啓発センターに求められたい。
- 4, 法務省は「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」(2018年12月27日)で「不当な差別的取扱いをすることを助長誘発する目的があるか否かは問わず、インターネット上に特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報を流通することをもって識別情報の摘示の事実が認められれば原則として削除要請等の措置の対象とする」とした。
また、「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について(依命通知)」(2019年3月18日)では個人のみならず「集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている(又はそのおそれがある)と認められるのであれば、やはり救済を必要とする「特定の者」に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる」とした。
昨年12月の通知では、「個別具体的事情」「個別の判断」が必要とされているが、「表現の自由」とも関わって慎重な対応が求められる領域である。「部落差別の歴史的本質」との記述も含め、通知の説明を求める。
- 5, 国連パリ原則に沿った独立・実効性が確保される「国内人権機関」を求める。

法務省 御中

大分県人権連の要求項目です。

- 1、大分県では、ほとんどの自治体で特定運動団体への高額な団体補助金が支給されている。また、解同の機関紙誌の公費による購入額が国東市の260万6千円を筆頭に竹田市の210万1440円、高田市の132万8160円、杵築市の115万2320円と100万円を超える自治体が4つ以上ある、県を通じて是正指導されたい
- 2、参議院附帯決議に反するような「部落」に関する実態調査は、中止するよう指導すること。意識調査では内容に差別の掘り起こしや差別の助長拡大につながる、結婚問題、「部落」の起源を人種や宗教などに求める設問事項は削除すべきである。
- 3、日田市では新たに500万円の部落差別解消推進費が計上されている。不要であるので、是正の指導をすること
- 4、大分県と大分市、中津市を除く県下の自治体で条例「改正」が行われたが、相談体制の充実等の口実で「部落差別解消法」にも定められていない予算は講じないよう指導すること
- 5、豊後大野市では隣保館条例の「同和地区」の文言を「被差別地区」と記述を変更する等、新たな差別の掘り起こしと拡大が懸念される是正の指導を行うこと。
- 6、豊後大野市、宇佐市、臼杵市、竹田市、玖珠町が 人権・同和対策課を「部落差別解消推進課」と課名を変更する等、差別解消に逆行する事態が発生しており、是正を求める。
- 7、大分市では国保や保育料の同和減免の施策が実施されているが、即刻、是正の指導を行うこと。
- 8、同和教育を行わないこと。とりわけ、解放同盟の理論に基づくいわゆる解放教育は直ちに中止すること。特に宇佐市では賤民史を現代の部落差別とつなげるような指針が示されている。即刻是正の指導を行うこと。

(5) 文部科学省 15日13:00-14:30

- 1, 憲法・子どもの権利条約にもとづいた教育、教育費の保護者負担を軽減されたい。
- 2, 教科書の身分制や部落問題に係わる記述について是正されたい。
 - ①江戸時代にさかのぼって賤民身分だった人々が今も差別されているかのような書きぶりは、差別を助長するものであり、やめていただきたい。
 - ②地域の環境改善だけでなく、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる事実をふまえた内容にしてください。
 - ③「同和地区」「被差別部落」が現在も存在するかのような書き方はやめていただきたい。
 - ④半世紀以上も前の「同和対策審議会答申」のみを掲載し、その一方で2002年末に特別対策が終了したことを書かず、現在も部落差別が変わらずに続いているような記述はやめていただきたい。
 - ⑤「部落解放同盟」という特定団体の名称を教科書に書くのはやめていただきたい。
- 3, 「旧同和地区」へのフィールドワーク、「旧同和地区」の児童生徒を対象とした学習会や子ども会の実質的継続はさせないようにされたい。
- 4, 「部落差別解消法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
 - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
 - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。
 - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。
 - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
- 5, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権（同和）問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置による大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。
- 6, 日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困状態にあることを示している。2014年のOECDのまとめでも、日本の子どもの貧困率は、先進国34ヶ国中10番目に高い数字だった。「子どもの貧困」の問題に焦点をあてた、教育格差の緩和に対応できる政策の充実を求める。

(6) 厚生労働省（雇用開発課） 15日13:00-14:30

- 1, 就職応募者の人権を保障するため「統一応募用紙」の遵守、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底されたい。
- 2, 「就職差別につながるおそれ」の経年変化ふまえ、部落問題解決の到達点に関わる見解を明らかにされたい。
- 3, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。実績を各県ごとに明らかにされたい。その変化・推移を省としてどのように評価されているのか認識を明らかにされたい。
- 4, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。
- 5, 難病患者の生活実態や労働の現況などをふくめた実態調査を行われたい。

(6) - 2, 厚生労働省（地域福祉課）

- 1, 母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。
- 2, 隣保館は部落問題解決の到達にたち、旧同和地区を前提にした相談や交流に関する国補事業は廃止されたい。広域隣保も含め、隣保館の在り方を全面的に見直しされたい（広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。同時に、多様な要求にもとづく隣保館活用について住民の意見が十分反映できる運営をはかられるように設置主体を指導されたい。また、隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーター設置等の予算を積極的に確保されたい。
- 3, 公立・公的病院等 424 病院を名指しした再編・統合の撤回及び地域医療自由実に向いて医師や看護師の不足解消を求める。

(6) - 3, 厚生労働省（老健局関係等）

- 1, 介護度 3 以上でないと特別養護老人ホームに入所できない実態を改められたい。
- 2, 介護保険報酬の見直しは、介護労働者の賃金を大幅に引き上げること、事業所経営が健全化されること、これらを前提に組み立てられたい。
- 3, 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の「最低保障年金制度」を国の責任で創設されたい。
- 4, 低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。
- 5, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。

(7) 外務省・総合外交政策局（人道人権課）申し入れ 15日15:00

- 1, 国連関係委員会の「勧告」は、同和問題を「人種問題」に位置づけ、長年にわたる解決の取り組みに対する誤解が含まれている。正しい理解を拡げられたい。
- 2, 「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもので、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。
- 3, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」と、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

(8) 環境省（生活環境室）申し入れ 15日11:30（予定）

愛知県あま市にある化製場における公害問題（悪臭・水質汚濁・カラスの群生など）が、長年にわたり、清須市・あま市など広域の住民に被害をおよぼしている。化製場では、レンタル事業を通し、「都市型地域循環型社会」の実現を目指した取り組みをおこなうとしているが、化製場における様々な課題に対しての所管等が、複雑な枠組みとなっていることなどにより公害問題（環境保全及び衛生管理等）の解決において実効性のある施策が講じられていない。

循環型社会を構築する上で、畜産副産物の適正処理は日々休むことなく継続されることが大前提であるなら、まずは、公害問題を解決し、快適な生活が図れるようにすべきである。実態の把握と解決を求める。